

資料 2

保健事業実施計画（データヘルス計画）について

重複服薬保健指導 第1回試行結果

依頼先	訪問指導できた	訪問指導できなかった
A市	<p>【指導内容、指導結果】 医療機関受診状況を確認。介護疲れによる不眠症であることが判明。複数の医療機関での処方内容は違う薬だと思っていた様子。ろれつが回っていない様子のため、依存症の可能性や他の疾患の治療への影響についても説明。本人より「先生に相談します」「徐々に減らさなあかな」との発言あり、主治医は〇〇医師であると本人と再確認し、まず主治医と話し合うことを伝える。相談がうまくいかないときは市役所担当課に連絡があれば再訪問することを伝える。</p> <p>【指導者所感】 約2年の介護による不眠症のため、家族の介護度が上がれば悪化する可能性あり。本人は「眠って楽になりたい」という思いが強く、介護等のストレスが緩和しないと服薬量は減らない可能性あり。「徐々に減らさなあかな」と発言しており、同じ種類の薬であることや処方量が多いということは理解してもらった様子。</p>	
B市	<p>【指導内容、指導結果】 本人と面談し、服薬状況を確認。本人は一人の医師に指示されている用量を守っており、あとは残薬となっているとのことでした。複数の医療機関で処方されていることは認識していましたので、他の医療機関で処方を受けることは控えるように指導しました。</p> <p>【指導者所感】 今回訪問をしたことで、今後のお薬の処方量が減少するのではないかと思います。</p>	<p>本市では国保主管課に保健師の配置がなく、他部門に配置されている保健師もそれぞれの担当業務に忙殺されている状況のため、国保における保健事業としての重複服薬指導は外部委託で実施している。</p> <p>これに対して、貴広域連合からの保健指導依頼は、市が直営で実施することが前提とされており、また本市が外部委託で実施してもその経費負担はできないとの回答を頂いているため、現状では、貴広域連合からの保健指導の依頼は実施困難である。</p>
C市		<p>本人に、数日間、毎日複数回の電話接触を試みましたが、一度も繋がらなかった。</p>
D町		<p>電話及び自宅に訪問しましたが、留守のため指導を実施できませんでした。</p>